

諸外国におけるマネー・ローンダリ ング罪の概要

諸外国におけるマネー・ローンダリング罪の概要（令和3年12月現在）

	要件	法定刑
アメリカ （合衆国法 典第18編）	<ul style="list-style-type: none"> 特定不法活動の遂行を促進する等の意図で、又は取引の全部若しくは一部が特定不法活動の収益の性質、所在、源泉、帰属若しくは支配を隠蔽し若しくは仮装する等のために仕組まれたものであることを知りながら、特定不法活動の収益に関連する金融取引を行い、又は行うことを試みた者（1956条(a)(1)）（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> 20年以下の拘禁刑若しくは罰金（50万ドル又は取引に含まれる財産の価額の2倍のいずれか多額以下）又は併科
	<ul style="list-style-type: none"> 特定不法活動の遂行を促進する等の意図で、合衆国内から合衆国外へ、又は合衆国外から合衆国内へ、支払手段若しくは資金を輸送し、送付し、若しくは移転し、又は輸送し、送付し、若しくは移転しようと試みた者（1956条(a)(2)） 	<ul style="list-style-type: none"> 20年以下の拘禁刑若しくは罰金（50万ドル又は支払手段若しくは資金の価額の2倍のいずれか多額以下）又は併科
	<ul style="list-style-type: none"> 特定不法活動の遂行を促進する等の意図で、法執行官等によって特定不法活動の収益と表示された財産等に関連する金融取引を行い、又は行おうと試みた者（1956条(a)(3)） 	<ul style="list-style-type: none"> 20年以下の拘禁刑若しくは罰金（個人は25万ドル以下、組織は50万ドル以下、又は犯罪により経済的利益若しくは経済的損害が生じた場合はその額の2倍以下）又は併科（※2）
	<ul style="list-style-type: none"> 1万ドル以上の価値を有する、特定不法活動からもたらされた犯罪由来財産の金銭取引に従事し、又は従事しようと試みた者（1957条） 	<ul style="list-style-type: none"> 10年以下の拘禁刑若しくは罰金（個人は25万ドル以下、組織は50万ドル以下、若しくは犯罪により経済的利益若しくは経済的損害が生じた場合はその額の2倍以下又は取引に含まれる犯罪由来財産額の2倍以下）又は併科（※2）
イギリス （2002年犯 罪収益法）	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪財産を隠匿し、仮装し、転換し、移転し、又はイングランド、ウェールズ、スコットランド若しくは北アイルランドから移した者（327条1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 正式起訴による有罪の場合、14年以下の拘禁刑若しくは上限のない罰金又は併科 略式起訴による有罪の場合、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限を超えない罰金又は併科
	<ul style="list-style-type: none"> 他人による、又は他人に代わる、犯罪財産の獲得、保持、使用若しくは支配を（手段のいかんを問わず）促進することを認識し、若しくは疑いながら取決めに加わり、又はこれに関与した者（328条1項） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪財産を取得し、使用し、又は所持した者（329条1項） 	
カナダ （刑事法）	<ul style="list-style-type: none"> カナダ内で犯された正式起訴犯罪又はカナダ内で行われたとすれば正式起訴犯罪を構成する作為・不作為から直接又は間接に生じる等した財産等を所持した者（354条1項〔犯罪により得た財産の所持〕） 	<ul style="list-style-type: none"> （財産額が5,000カナダドル超の場合）正式起訴犯罪の場合10年以下の拘禁刑又は略式起訴犯罪（※3） （財産額が5,000カナダドル以下の場合）正式起訴犯罪の場合2年以下の拘禁刑又は略式起訴犯罪（※3） （財産額が5,000カナダドル超の場合）正式起訴犯罪であり14年以下の拘禁刑 （財産額が5,000カナダドル以下の場合）正式起訴犯罪の場合5年以下の拘禁刑又は略式起訴犯罪（※3） 正式起訴犯罪の場合10年以下の拘禁刑又は略式起訴犯罪（※3）
	<ul style="list-style-type: none"> カナダ内で犯された正式起訴犯罪又はカナダ内で行われたとすれば正式起訴犯罪を構成する作為・不作為から直接又は間接に生じる等した財産等を取引（販売、譲渡、移転、輸送、輸出、輸入、送付等）した者（355.2条〔犯罪により得た財産の取引〕） 	
	<ul style="list-style-type: none"> カナダ内で犯された指定犯罪又はカナダ内で行われたとすれば指定犯罪を構成する作為・不作為から直接又は間接に生じる等した財産等を、隠匿し又は転換する意図で、使用、所持の移転、他人又は場所への送付、輸送、送信、変更、処分等した者（462.31条〔犯罪収益の洗浄〕） 	

<p>ドイツ (刑法典)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 違法な行為に由来する客体について、隠匿し、発見・没収・その由来の捜査を妨害する目的で交換し、転送し若しくは運搬し、自ら取得し若しくは第三者に取得させ、又は取得時点でその由来を認識しながら保管若しくは自己若しくは第三者のために使用した者 (261 条 1 項) 違法な行為に由来する客体の発見、没収又は捜査のために重要となる事実を秘匿又は偽装した者 (261 条 2 項) 資金洗浄法 2 条に基づく義務者として 1 項又は 2 項の行為を行った者 (261 条 4 項) 特に重い事案 (原則として、行為者が営業として、又は資金洗浄の継続的遂行のために結びついた集団の構成員として実行した場合に認められる) (261 条 5 項) 1 項又は 2 項の場合において、1 項の客体であることを軽率に認識しなかった者 (261 条 6 項) 	<ul style="list-style-type: none"> 5 年以下の自由刑 3 月以上 5 年以下の自由刑 6 月以上 10 年以下の自由刑 2 年以下の自由刑又は罰金刑
<p>フランス (刑法典)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定の麻薬犯罪の犯人の資産若しくは財産の出所に関する虚偽の証明を容易にする行為、又はこれらの犯罪から生じたものを投資、隠匿若しくは転換する取引に協力する行為 (222-38 条 1 項) 重罪又は軽罪により直接又は間接に利益を受けた犯人の財物又は収益の出所を偽ることを容易にする行為 (324-1 条 1 項) 重罪又は軽罪から直接又は間接に生じたものを投資、隠匿又は転換する取引に協力する行為 (324-1 条 2 項) 資金洗浄を、常習として若しくは職業活動の遂行からもたらされる手段を用いて実行し、又は組織的集団が実行したとき (324-2 条) 	<ul style="list-style-type: none"> 10 年の拘禁刑及び 75 万ユーロの罰金 (※4)。ただし、一定の重罪に由来する資産・財産が資金洗浄の対象であるときは、犯人が認識していた当該重罪の刑による (※5)。 5 年の拘禁刑及び 37 万 5,000 ユーロの罰金 (※4)。ただし、前提犯罪の刑が資金洗浄の罪の刑より重い場合には、犯人が認識していた前提犯罪の刑による (※6)。 10 年の拘禁刑及び 75 万ユーロの罰金 (※4)。ただし、前提犯罪の刑が資金洗浄の罪の刑より重い場合には、犯人が認識していた前提犯罪の刑による (※6)。
<p>イタリア (刑法典)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自ら犯罪へ加担する場合を除き、過失によらない犯罪に由来する金銭、財産又はその他の利益を、交換し、若しくは譲渡し、又は当該金銭等の発生の原因を特定することを妨げる方法によってそれらに関するその他の取引を行った者 (648 条の 2 第 1 項 [資金洗浄]) 自己が利益を得、又は他人にこれを得させるために、何らかの犯罪に由来する金銭又は物を取得し、收受し、若しくは隠匿した者、又は取得させ、收受させ、若しくは隠匿させることを周旋した者 (自ら当該犯罪へ加担する場合を除く) (648 条 1 項 [贓物收受隠匿等]) 事案が特に軽微であるとき (648 条 2 項) 自ら犯罪へ加担する場合及び前二条に規定する場合を除き、経済活動又は金融活動において、犯罪に由来する金銭、財産又はその他の利益を用いた者 (648 条の 3 [違法な発生原因に基づく金銭等の使用]) 犯罪を実行し、又はその実行を幫助した者が、経済的、金融的、企業的、又は投機的な活動を行うに際し、当該犯罪の実行により得られた金銭、財産又はその他の利益を、それらの発生の原因を特定することを具体的に妨げる方法によって、使用し、交換し、又は譲渡したとき (648 条の 3 の 1 第 1 項 [自己資金洗浄]) 前項の金銭、財産又はその他の利益が、長期 5 年以下の懲役に当たる罪 (過失によらないものに限る。) の実行により得られたものであるとき (648 条の 3 の 1 第 2 項) 	<ul style="list-style-type: none"> 4 年以上 12 年以下の懲役及び 5,000 ユーロ以上 2 万 5,000 ユーロ以下の罰金 (※7) 2 年以上 8 年以下の懲役及び 516 ユーロ以上 1 万 329 ユーロ以下の罰金 (1 項) (※8) 6 年以下の懲役及び 516 ユーロ以下の罰金 (2 項) 4 年以上 12 年以下の懲役及び 5,000 ユーロ以上 2 万 5,000 ユーロ以下の罰金 (※9) 2 年以上 8 年以下の懲役及び 5,000 ユーロから 2 万 5,000 ユーロの罰金 (1 項) (※10) 1 年以上 4 年以下の懲役及び 2,500 ユーロから 1 万 2,500 ユーロの罰金 (2 項)

- (※1) 特定不法活動としては、規制薬物の製造・流通行為、殺人、誘拐、詐欺、強盗、公務員の贈収賄、規制品の密輸、人身取引、著作権侵害の罪等の連邦犯罪が掲げられている（合衆国法典第18編1956条(c)(7)）。
- (※2) 合衆国法典第18編3571条。1957条の罰金額については、更に同条(b)(2)。
- (※3) 略式起訴犯罪については、法に別段の定めがない限り、5,000カナダドルの罰金若しくは2年未満の拘禁刑、又はこれを併科する（刑事法787条1項）。
- (※4) 罰金刑は、資金洗浄の対象となった財物又は収益の価値の半額まで増額することができる（222-38条、324-3条）。
- (※5) 222-34条（麻薬の違法製造等を目的とする集団の指揮・組織）、222-35条（麻薬の違法製造）、222-36条2項（組織的集団による麻薬の違法輸出入）に定める重罪の一に由来する資産又は財産が資金洗浄の対象とされたときは、資金洗浄の犯人が認識していた当該重罪について定める刑で処罰する（222-38条2項）。なお、222-34条の法定刑は「無期拘禁刑及び750万ユーロの罰金」、222-35条の法定刑は「20年の拘禁刑及び750万ユーロの罰金」（組織的集団により行われた場合は30年の拘禁刑及び750万ユーロの罰金）、222-36条2項の法定刑は「30年の拘禁刑及び750万ユーロの罰金」である。
- (※6) 前提犯罪に科される自由剥奪刑が資金洗浄の罪の刑より長期の場合には、資金洗浄の犯人が認識していた前提犯罪の刑で処罰され、その前提犯罪に加重事由があるときは、資金洗浄の犯人が認識していた加重事由に基づいて加重された刑で処罰する（324-4条）。
- (※7) 1項の行為が職業上の活動を行う過程において行われたときは、刑を加重し（648条の2第2項）、金銭、財産又はその他の利益が、長期5年以下の懲役に当たる罪に由来するものであるときは、刑を減輕する（648条の2第3項）。なお、一個の加重事情が存在する場合、懲役30年を限度として、犯した罪に対して科すべき刑を3分の1まで加重し、一個の減輕事情が存在する場合には、3分の1を超えない限度内で刑を減輕する（64条、65条）。
- (※8) 金銭又は物が、加重強盗罪（628条3項）、加重恐喝罪（629条2項）、加重窃盗罪（625条1項）に由来するときは、刑を加重する（648条2項）。
- (※9) 1項の行為が専門的な業務を行う過程において行われたときは、刑を加重し（648条の3第2項）、金銭、財産又はその他の利益が長期5年以下の懲役に当たる罪に由来するものであるときは、刑を減輕する（648条の3第3項）。
- (※10) 1項の行為が、銀行業務、金融業務又はその他の専門的な業務を行う過程において行われたときは、刑を加重する（648条の3の1第5項）。